



ペット（犬・猫）の保護・管理について

いいね! シェアする ツイート

更新日：2023年06月17日

ページID：2191

犬の保護・管理など

飼い始める前に

どんな種類の犬を飼うのが自分の生活に合っているか考えましょう。

- 誰が主に世話をするのか
- 運動量が多く必要かどうか
- 犬種による特性を把握する（よく吠える犬、神経質な犬等）

犬によって寿命や性質、世話の仕方が異なってきます。ご近所とのトラブル防止や飼育で苦労しないためにもまず最初に考えてください。

飼い始めたら

飼育し、管理する動物が、他人に危害を加えたり、迷惑を及ぼさないように適正に管理しなくてはなりません。

放し飼いをしない

「うちの犬は大丈夫」というような自分勝手な思い込みは禁物です。公園など公共の場所で犬を放すことは止めてください。犬が嫌いな人や幼児などが驚いて転んだり、かまれてけがをすることがあります。特に大型犬の場合は死亡事故につながる事例も発生しています。外に連れ出すときは必ず引き綱（リード）を付け、犬をコントロールできるようにしてください。敷地内でもできるだけ放し飼いをしないようにしてください。また、庭につなぐ時は敷地外に出ない程度にロープなどの長さを調整してください。

フンは必ず始末してください

散歩の時に飼い犬のフンを片づけられない飼い主が多く、迷惑している人が増えています。犬は自分のフンを自分で持って帰ることができません。飼い主が責任を持って後始末をしてあげましょう。また、持ち帰らずに他人の土地などに埋めてしまうことはやめましょう。

飼育・管理している犬が公共の場所等でフンをしたとき、そのフンを放置すると2万円以下の罰金が科せられます。

町では犬のフンでお困りの方には注意看板を配布していますのでご利用ください。

[犬のふん防止看板・ごみのポイ捨て防止看板の無償配布について](#)

猫の保護・管理など

猫は犬と違い、法に基づく登録制度がありません。また、行動がわかりにくいいため、犬よりもさらにきちんとした管理が要求されます。例えば、犬は迷子になったときに鑑札を着けていれば飼い主を捜すのは容易ですが、ネコの場合は誰が飼っているかを見分けるのが非常に困難です。そのため、首輪やリボンなどで特徴をつけておくことが有効な手段となります。なお、ネコは屋外に出さなくても健康維持に十分な運動をとることができます。むやみな生殖行動の機会を減らし、周辺の方々にフンなどで被害を与えないよう、できるだけ屋外へ出さないですむような飼い方を工夫してみましょう。

仔猫を捨てないでください

猫を放し飼いにしていると、意図せず子どもができてしまうことがあります。

だからといって、生まれた仔猫をむやみに捨てて良いということにはなりません。

小さくても命に違いはありません。

捨て猫をなくすためにメス猫に対しては不妊手術を、また、きっかけを作らないためにオス猫には去勢手術をそれぞれご検討ください。

町では不妊・去勢手術の費用に対して一部補助をしていますのでご利用ください。

[猫の不妊・去勢手術補助金について](#)

野良猫への餌やりは責任をもって

猫が好きな人、嫌いな人、アレルギーがある人など様々な人がいますので、野良猫に

エサを与えることで、ご近所トラブルに発展することがあります。

トラブルにならないよう、周辺の人たちに理解してもらえるように話し合いをしたり、トイレのしつけなどをし、迷惑にならないようにしましょう。

どうぶつ基金について

さくらねこTNR

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア 団体等と連携して TNR 事業を行います。「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

[公益財団法人どうぶつ基金ホームページ](#)



この記事に関するお問い合わせ先

環境課環境保全担当

住所：253-0196

神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

電話：0467-74-1111（内線：432、435）

ファクス：0467-74-1385

[メールフォームによるお問い合わせ](#)

samukawa



TEL

